

# 令和8年度 公務災害防止啓発映像教材「公務職場における熱中症対策（仮称）」 企画書

地方公務員安全衛生推進協会

## 1 趣旨及び目的

本教材は従前から、地方公共団体において災害発生頻度の高い業種（職種）や事故の型別、または年代別等、特に重要性や緊急性の高いテーマを選定して啓発映像教材を制作しており、令和8年度においては、公務職場における熱中症対策を取り上げる。

近年では、真夏以外の時期や昼間以外の時間帯、屋内の職場でも熱中症が発生し、さらに、発症時は軽度の症状であっても短時間で重症化し、死に至ることもあるため、予防対策の徹底が急務となっている。

また、労働安全衛生規則の改正により令和7年6月から地方公共団体においても熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症の重篤化を防止するための体制の整備、手順の作成、関係者への周知が義務付けられている。

そこで、熱中症予防対策について作業環境管理や健康管理の面から基本的な考え方を示すとともに、各職場の特性を踏まえた具体的な対策例を解説した映像教材を制作し、協会ホームページからオンデマンド配信により地方公共団体に提供する。

## 2 映像教材タイトル

「公務職場における熱中症対策（仮称）」

※正式なタイトルは別途協議の上、決定する。

## 3 主な内容

熱中症のメカニズム（身体反応、暑熱順化）、暑さ指数（WBGT）の活用、基本的対策（作業環境管理、作業管理、健康管理）、職場別対策例、法令対応の徹底などについて、わかりやすく解説する。

## 4 作品の構成

### （1）全体の構成について

- ・「序章」、「本編」、「終章」の3部構成とし、本編は内容ごとに項目立てする。
- ・本企画の内容を網羅し、かつ、さらに理解を促すものであれば、各部の構成を再編することは差し支えない。また、広く一般職員向けの解説と組織対応（管理監督者向け）の内容を区切った構成とすることも差し支えない。
- ・映像素材は必ずしも実写にこだわらず、イラストやCG等を取り入れながら、より理解を深められるよう工夫する。

### （2）各部の構成について

ア 序章の部：3分程度

(ア) 熱中症の発生状況

職務上の熱中症発生件数の推移等を示しながら現状を説明する。

(イ) 熱中症防止のためのガイドライン

「職場における熱中症防止のためのガイドライン（R8.3.18 厚生労働省労働基準局長発）」のポイントを解説し、本編への導入とする。ただし、当該ガイドラインに基づく対策等の詳細については下記「イ 本編の部」において適宜解説する。

(ウ) 熱中症リスクに応じた措置

上記（イ）のガイドラインの内容のうち、令和7年6月1日から義務化された、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への通知」についてフロー図等を用いながら、わかりやすく具体的に解説する。

イ 本編の部：25分程度

本編の項目立ては次のとおりとする。なお、「(小冊子PXX)」は、職場の安全シリーズ31「防ごう！熱中症 正しい知識で効果的な予防効果を」の参考ページである。ただし、本教材は当該冊子を映像化するものではなく、最新の情報を以て解説すること。

(ア) 熱中症発症のメカニズム

①環境要因 (小冊子P3)

発症しやすい外因・状態について説明する。

②身体反応 (小冊子P2)

発症前後に体内では何が起きているのか（生理的变化、病理的变化、不可逆的变化等）について解説する。

③症状と分類 (小冊子P6～7)

症状（病態）及び重症度による分類について説明する。

(イ) 熱中症予防対策の基本

①WBGT値の計測と活用 (小冊子P8～9)

暑さ指数(湿球黒球温度の値＝WBGT値)を作業場所毎に実測した上で、着衣補正や暑熱順化の状況等を考慮して熱中症リスクを正しく見積り、低減方法を検討する必要性について事例を示しながら解説する。併せて、熱中症防止対策は事業場で働く職員の意見等を聞きつつ策定し、その内容を事業場内の全職員に周知徹底することが重要であることを説明する。

②作業環境管理 (小冊子P10～13)

WBGT値の低減措置の第一は、作業場所における熱源の除去（遮へい、隔離、縮小等）であること、その方法について解説する。

③作業管理 (小冊子P14～17)

作業環境管理では熱中症リスクの低減が見込まれない場合には、作業時間の短縮（休憩時間の見直し）や作業場所の変更、ウェアラブルデバイスの導

入を検討することについて事例を示しながら説明する。また、暑熱順化やブレーキング（アイススラリー、局所冷却等）、水分・塩分摂取のポイントや心拍数、体温等健康状態の把握について解説する。

④健康管理（小冊子 P 18～19）

日常の健康管理、始業前の体調確認、暑熱順化の状況、持病、年齢等の個人差への配慮について説明する。

⑤労働衛生教育（小冊子 P 20）

職員一人一人が熱中症について正しい知識を身につけられるよう、定期的かつ定期的な研修の機会を設けることについて説明する。

（ウ）職場別対策

熱中症防止対策の基本を踏まえ、職場・職種の特性を踏まえた主な対策例を紹介する。

①執務室でのデスクワーク〈事例案 1〉（小冊子 P 21～22）

②現業系事業場での屋内作業〈事例案 2〉（小冊子 P 23～24）

③屋外作業〈事例案 3〉（小冊子 P 25）

（エ）重篤化防止

①不調を訴える職員への対応

熱中症の発症しやすさには個人差があるため、作業中の職員が互いの健康状態に留意することや周囲の職員に異変（熱中症の疑い）を感じた際の対応方法（発症の未然防止）を具体的に解説する。

②応急処置（小冊子 P 26～27）

熱中症が発生した場合の応急処置の具体的な方法を解説する。

ウ 終章の部：2 分程度

（結論とまとめ）

映像の最後に、熱中症の危険性を改めて理解し、予防への取り組みを促すとともに、ガイドラインに則った適正な取組が職員の健康と健全な公務職場を維持し、ひいては行政サービスの質の向上につながることを訴えて締めくくる。

## 5 撮影及びキャスティング

（1）撮影地について

野外ロケを想定している場合に、制作委員が所属する団体の庁舎等での撮影が可能なときは、当該委員を通してロケ施設の使用許可を依頼するものとし、使用できる施設がない場合は、映像制作業務の受託事業者が手配することとする。

（2）ロケ実施にあたっての留意点について

ロケ終了後の内容変更、再撮影等は難しいことから、シナリオ作成段階で事前によく吟味し、内容を固めておくこととする。

ロケ当日は、委員等に立ち合いをいただいて撮影内容を確認するとともに、必要に応じて助言、指導をいただくものとする。

(3) キャスティングについて

ア ナレーター及び職員役

映像制作業務の受託事業者が手配することとする。

イ エキストラ

映像制作業務の受託事業者が手配することとする。ただし、委員所属の地方公共団体から職員が出演可能な場合には、ご協力いただくこととする。

なお、委員所属地方公共団体においてロケ地及びエキストラの手配が可能な場合については、映像制作事業者の受託決定後に調整するものとする。

## 6 スケジュール

| 時期      | 実施内容                          |
|---------|-------------------------------|
| 7月下旬    | 入札公告（総合評価方式）、入札説明会            |
| 9月中下旬   | 業者プレゼン（企画提案説明）、入札書受理、委員審査、開札  |
| 10月中下旬  | 委託契約締結、制作委員会開催（シナリオ監修・決定）     |
| 11月～12月 | 撮影（委員立会）                      |
| 1月中下旬   | 制作委員会開催（仮編集版試写、修正意見等）         |
| 2月上中旬   | ナレーション等録音立会<br>完成版（MP4データ等）納品 |

以上